平成25年3月25日 保健福祉部高齢対策課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年栃木県条例第14号。以下「居宅サービス条例」という。)第154条第3項第5号、第173条第3項第5号、第193条第3項第5号及び第208条第3項第5号並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年栃木県条例第15号。以下「介護予防サービス条例」という。)第136条第3項第5号、第156条第3項第5号、第177条第3項第5号及び第193条第3項第5号の送迎に要する費用に係る知事が定める場合について次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

居宅サービス条例第154条第3項第5号、第173条第3項第5号、第193条第3項第5号及び第208条第3項第5号並びに介護予防サービス条例第136条第3項第5号、第156条第3項第5号、第177条第3項第5号及び第193条第3項第5号の送迎に要する費用に係る知事が定める場合は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注8及び同表の短期入所療養介護費の注12並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費の注6及び同表の介護予防短期入所療養介護費の注8に規定する送迎加算を算定する場合とする。